事業譲渡契約書

株式会社 ○○（以下「甲」という）と株式会社 ✕✕（以下「乙」という）は、甲の営業の一部を乙に譲渡するにつき、以下のとおり契約を締結する。

第１条

甲は、本契約書に定める条項に従い、令和 〇年 〇月 〇日（以下「譲渡日」という）付けで、甲の事業のうち、○○に関する事業（以下「本件事業」という）を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

第２条

１.甲と乙は、本件事業に含まれる資産の内容は別紙資産目録記載の通りであることを確認する。

2.本件事業の譲渡価額は金○○○万円（消費税別）とする。乙は、譲渡日までに譲渡価額のうち○○万円を甲の指定する銀行口座に振込む方法で支払う。残額については令和〇年〇月〇日までに同様の方法で支払うものとする。なお、いずれの場合も振込手数料は乙の負担とする。

３.甲は乙に対し、譲渡日において、本件事業に関わる営業上の秘密、ノウハウ、顧客情報、営業手法など乙が必要又は有益と認めるすべての情報を譲渡する。

第３条

譲渡日の属する年度における、本件事業にかかわる公租公課は、譲渡日の前日までの分については甲が、譲渡日以降の分については乙が、それぞれ日割で按分したうえで負担する。

第４条

乙は、本件事業のために甲に雇用されている、別紙名簿に記載された従業員について、譲渡日以降、従前と同一の条件で雇用契約を締結することを約する。ただし、乙との雇用契約の締結に同意しない従業員についてはこの限りではない。

 第5条

１. 甲は、譲渡日まで、本件事業に関して適用のある一切の法律、規則、規制、契約および他の拘束をすべて遵守して善良なる管理者の注意をもって譲渡資産を管理し、本件事業を続行する。

２.甲は、譲渡日まで、従業員を含む現在の経営組織を維持し、かつ取引相手との関係を維持するものとする。

第6条

甲は、譲渡日後2０年間は、乙の事業と競合する同種の事業を行わない。

第7条

１.乙による本件事業の譲受は、譲渡日において、以下の各号の事項がすべて満たされることを条件とする。ただし、乙が別途書面において同意した場合にはこの限りではない。

① 甲が契約上の義務に、その重要な点において違反していないこと

② 本契約後譲渡日までの間において、本件事業の価値に重大な影響をもたらす事由が発生していないこと

２.前項の条件が満たされず、かつ、違反ないし事由の回復が困難な場合は、乙は、契約を解除できる。この場合、甲に故意又は重過失がある場合は、乙は損害賠償を請求できるものとする。

3.乙が、第2条第2項に基づき代金の支払いを履行しない場合には、甲は本契約を解除することができる。この場合、甲に損害が生じた時には、乙はその損害を賠償しなければならない。

第8条

本契約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、民法及び会社法の規定に則し、甲乙協議のうえ決定する。

第9条

本契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所は乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。

 本契約が成立した証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

 　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

甲　所在地

　　会社名及び代表者名　　　　　　　　印

乙　所在地

　　会社名及び代表者名　　　　　　　 　印